

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2025年1月17日 |
| 【計算期間】 | 第4期（自 2023年10月21日 至 2024年10月21日） |
| 【ファンド名】 | ブラックロック・世界株式インパクト投資ファンド（DC） （愛称：明日をつくる） |
| 【発行者名】 | ブラックロック・ジャパン株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 有田 浩之 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 坂井 瑛美 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 |
| 【電話番号】 | 03-6703-4100 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「ブラックロック・世界株式インパクト投資ファンド（DC）」（ファンドの愛称を「明日をつくる」とします。以下、「当ファンド」、「ファンド」という場合があります。）は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／海外／株式に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|----------------|----------------|---------------------------------------|
| 単位型投信 追加型投信 | 国内 海外 内外 | 株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合 |

<属性区分表>

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|---|--|---------------------------------------|--------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型 | 年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 | グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング | ファミリーファン ド ファンド・オブ・ ファンズ | あり なし |

< 各分類および区分の定義 >

・ 商品分類

| | | |
|----------------|-------|--|
| 単位型投信・追加型投信の区分 | 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 投資対象地域による区分 | 海外 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 投資対象資産による区分 | 株式 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

・ 属性区分

| | | |
|---------------|-------------------|---|
| 投資対象資産による属性区分 | その他資産（投資信託証券（株式）） | 目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券を通じて主として株式に投資する。 |
| 決算頻度による属性区分 | 年1回 | 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 投資対象地域による属性区分 | グローバル（日本を含む） | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 投資形態による属性区分 | ファンド・オブ・ファンズ | 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。 |
| 為替ヘッジによる属性区分 | 為替ヘッジなし | 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。 |

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

信託金の限度額は、4,500億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドの運用戦略に適した運用規模・運用効率を勘案し、市場環境や資金流入の動向に応じて信託金の限度額を下回る段階で購入申込の受付を停止する場合があります。

ファンドの特色

1

ブラックロック・グループのグローバル・インパクト投資戦略により、長期的なトータル・リターンの最大化を目指します。

インパクト投資とは…

社会問題の解決(社会的インパクト)と投資収益の双方を追求する投資手法です。

インパクト投資のイメージ

社会問題の解決



投資収益

2

国際連合が定める“持続可能な開発目標(SDGs)”の達成を促進すると考えられる製品やサービスを提供する企業の株式等に投資します。

- 社会や環境問題の解決を目指すSDGsに沿った社会的インパクトの達成と投資収益が期待できる株式等に厳選して投資を行います。
- 先進国に加え、新興国の株式等に投資を行います。
- ブラックロック・グループが運用する投資信託証券を通じて、投資を行います。「ブラックロック・ファンズI ICAV(BF1 ICAV) ブラックロック・グローバル・インパクト・ファンド」を主要投資対象ファンドとします。なお、主要投資対象ファンドは後述の運用プロセスに基づき、原則としてインパクトを主要な要素として選定した投資対象に信託財産を投資します。なお、主要投資対象ファンドは次ページに記載の運用プロセスに基づき、原則としてすべての信託財産をインパクトを主要な要素として選定した投資対象に投資することを旨とします。

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals エスディー・ジーズ)とは…

2030年までの達成を目指した、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標です。持続可能なより良い社会を目指すために、地球規模で取り組むべき「人・社会・環境」に関する普遍的な17の目標が設けられています。

当戦略では、社会と環境をめぐる世界の重要課題への投資可能なソリューションとして9つのテーマを取り上げています。こうしたテーマは、地球と人に大別されます。



※上記は、開発目標の一部を例示したものであり、全てを網羅するものではありません。また、今後変更となる場合があります。

3

実質的な外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用哲学（主要投資対象ファンドの運用哲学）

ブラックロックが考えるインパクト投資戦略とは…



※ 上記は、イメージ図です。今後変更となる場合があります。

ブラックロックのインパクト戦略で使用する業界枠組みとタクソノミー

ブラックロックは、インパクトの評価・管理にあたり、ベスト・プラクティス方式を導入しています。業界の主要な枠組みを可能な限り取り入れ、かつブラックロックの投資プロセスに最も適した枠組みを採用しています。インパクト評価においては、グローバル・インパクト投資ネットワーク(GIIN)が開発した測定ツール“IRIS+”を評価指標として活用し、インパクト・マネジメント・プロジェクト(IMP)が提唱する「インパクトの5つの側面(What, Who, How Much, Contribution, Risk)」に沿って評価を行います。また、投資先企業について、国連による持続可能な開発目標(SDGs)とターゲットへのマッピングを行います。*詳細は以下のリンク先の項目「インパクトの評価・管理について」をご参照ください。なお、当戦略における社会的インパクトの達成状況は年次の「インパクトレポート」にてご報告しております。*詳細は以下のリンク先の項目「グローバル・インパクトレポート」をご参照ください。

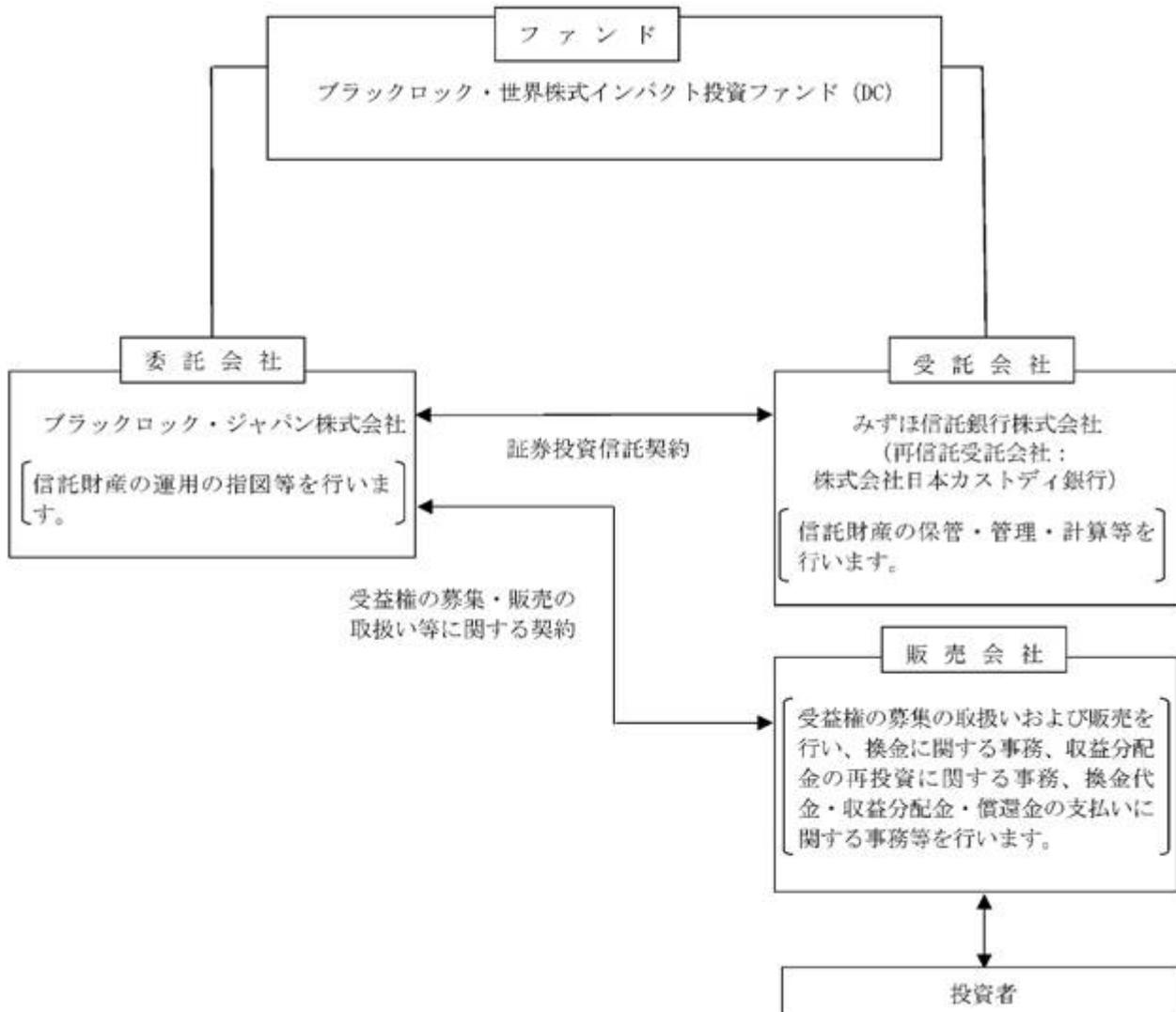
(<https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/strategies/sustainable-investing/information>)

(2) 【ファンドの沿革】

2020年10月30日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



< 契約等の概要 >

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



*1 正式名称は「ブラックロック・ファンズ」 ICAV ブラックロック・グローバル・インパクト・ファンド クラス投資証券(円建て)」です。

*2 正式名称は「インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplcブラックロック・ICS・USTレジャリー・ファンド エージェンシー・クラス投資証券(米ドル建て)」です。

<委託会社の概況>

2024年10月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a . 資本金 3,120百万円

b . 沿革

| | |
|----------|---|
| 1985年1月 | メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社)設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得 |
| 1988年3月 | パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得 |
| 1999年4月 | 野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社)設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得 |
| 2006年10月 | メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」 |
| 2009年12月 | パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」 |

c . 大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|---------------------------|-------------------|---------|------|
| ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 | 15,000株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ブラックロック・グループのグローバル・インパクト投資戦略により、長期的なトータル・リターンを最大化を目指します。

主として、社会や環境問題の解決を促進すると考えられる製品やサービスを提供する企業の株式等に投資する投資信託証券（以下「主要投資対象ファンド」といいます。）に投資を行います。

主要投資対象ファンドにおいては、先進国に加え、新興国等の株式等にも投資を行う場合があります。また、副次的な投資対象として、短期債券等に投資する投資信託証券にも投資を行います。

投資対象とする投資信託証券は、ブラックロック・グループの運用会社が運用する別に定める投資信託証券とします。別に定める投資信託証券は、委託会社の判断により、変更することがあります。

各投資信託証券への投資割合は、原則として市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。通常、主要投資対象ファンドへの投資割合を高位に保ちます。

実質的な外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

委託会社は、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行いまたは行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

- a．有価証券
- b．約束手形（a．に掲げるものに該当するものを除きます。）
- c．金銭債権（a．およびb．に掲げるものに該当するものを除きます。）

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．国債証券
- b．地方債証券
- c．特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）
- d．短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に関する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）
- e．コマーシャル・ペーパー
- f．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

g．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、a．からc．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

投資対象とする金融商品

当ファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形

投資対象ファンドの概要

a．ブラックロック・ファンズ ICAV ブラックロック・グローバル・インパクト・ファンド

| | |
|-------------|---|
| 形態 | アイルランド籍（オープン・エンド型）会社型外国投資証券（円建て） |
| 投資目的および投資態度 | ブラックロック・グループのグローバル・インパクト投資戦略により、長期的なトータル・リターンの最大化を目指します。 主として、国連の持続可能な開発目標（SDGs）等が定める、社会や環境問題の解決を促進すると考えられる製品やサービスを提供する企業の株式等に投資を行います。 当ファンドは、純資産総額の80%以上を、先進国の企業が発行する株式ならびに株式関連商品（各種預託証券）に投資します。また、純資産総額の30%を上限として、新興国およびフロンティア諸国の企業が発行する株式等へ投資することがあります。 ブラックロックのインパクト投資専門チームが、個別企業について、独自のインパクト分析を活用して、ポートフォリオを構築します。 |
| 設定日 | 2020年3月31日 |
| 存続期間 | 無期限 |
| 主な投資対象 | 世界の株式ならびに株式関連商品を投資対象とします。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・同一発行体の譲渡性のある証券もしくは短期金融商品への投資は原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・純資産総額の5%を超えて投資している発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券もしくは短期金融商品への投資の総額は原則として純資産総額の40%を超えないものとします。 |
| 管理報酬 | 年0.75% （管理会社、事務管理代行会社、名義書換事務代行会社ならびに保管会社への報酬、運用報酬および事務諸費に要する費用等、ファンドに係る全ての諸費用を含みます。） |
| その他費用 | ありません。 |
| 決算日 | 年1回（原則として4月30日）に決算を行います。 |
| 収益分配方針 | 原則として、分配を行いません。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 管理会社 | ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド |
| 投資顧問会社 | ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド （副投資顧問会社 ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク） |
| 保管会社 | J．P．モルガン・エスイー、ダブリン支店 |

b. インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc ブラックロック・ICS・USTレジャーリー・ファンド

| | |
|---------------|--|
| 形態 | アイルランド籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(米ドル建て) |
| 投資目的および投資態度 | ファンドは、流動性と元本の安定性を確保しつつ、安定的なインカム水準を追求します。ファンドは、米国短中期国債、米国政府によって発行されるその他債務権および現先取引に投資をします。現先取引の活用により流動性を確保します。 |
| 設定日 | 2008年9月29日 |
| 存続期間 | 無期限 |
| 主な投資対象 | 主としてファンドは、米国短中期国債、米国政府によって発行されるその他債務権および現先取引を主要投資対象とします。 |
| 主な投資制限 | ・同一発行体の譲渡性のある証券もしくは短期金融商品への投資は原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。 |
| 管理報酬 その他費用 | 管理報酬、保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。 |
| 決算日 | 年1回(原則として9月30日)に決算を行います。 |
| 収益分配方針 | 原則として、分配を行いません。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 管理会社 | ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド |
| 投資顧問会社 | ブラックロック・キャピタル・マネジメント・インク |
| 保管会社 | J.P.モルガン・エスイー、ダブリン支店 |

(3) 【運用体制】

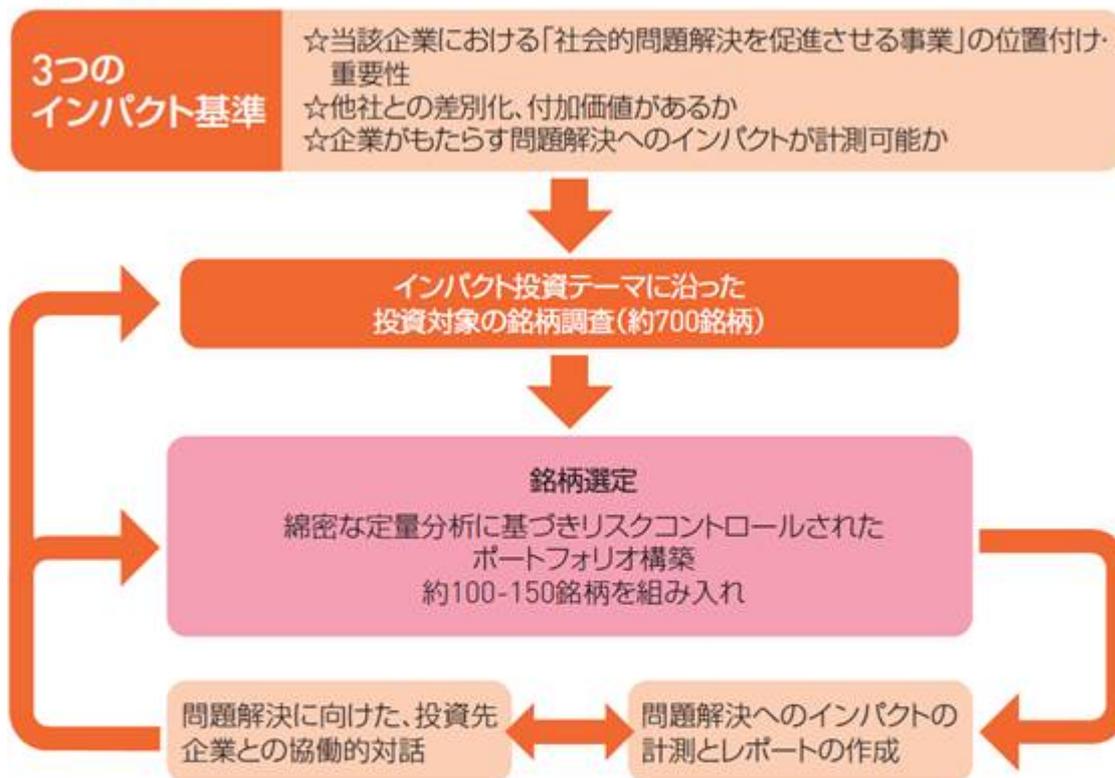
ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

当ファンドの運用は、株式インデックス運用部（当ファンド担当：8名程度）が担当いたします。

運用プロセス（主要投資対象ファンドの運用プロセス）



国際金融公社(IFC)が策定を主導したインパクト投資の運用原則(Operating Principles for Impact Management(OPIM))を順守した運用プロセスを用いた運用を行います。なお、OPIMの署名機関には年次開示が義務付けられています。ブラックロックの開示報告書と第三者認証につきましては、ウェブ上の「Operating Principles for Impact Management-BlackRock Disclosure Statement」をご参照ください。詳細は以下のリンク先の項目「インパクト投資の運用原則等」からご覧いただけます。
(<https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/strategies/sustainable-investing/information>)

ESGを運用プロセスにおいて勘案する際の制約要因やリスク

上述のESG要素を運用プロセスにおいて勘案する際の制約要因やリスクについては、後述の「投資リスク」に記載しております。

- ※ 上記の投資対象銘柄数は、今後変更になる可能性があります。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ※ 主要投資対象ファンドの運用プロセスは変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約11.5兆ドル*（約1,641兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

* 2024年9月末現在。（円換算レートは1ドル=143.040円を使用）

(4)【分配方針】

収益分配方針

年1回の毎決算時（原則として10月20日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額とします。

b．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

c．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配

a．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 利子、配当金およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）、信託報酬（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

収益分配金の支払い

a．支払時期と支払場所

(a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

(b) 累積投資コースの場合

累積投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b．時効

投資者が、a．(a)に規定する支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

当ファンドの約款で定める投資制限

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 換金等の事由により、b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て(換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - b. 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の変動要因

a．株価変動リスク

世界の株式に投資します。したがって、世界の経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b．為替変動リスク

外貨建資産に投資します。原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c．カンントリー・リスク

世界の株式に投資します。

投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、株式の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

また、エマージング（新興）市場の発行体が発行する株式に投資します。エマージング諸国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その株式市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、エマージング諸国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。したがって、先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に価格が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d．中小型株式投資のリスク

株式市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

e．債券投資のリスク

債券へも投資を行います。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

f．デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドの投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

g．ESGを運用プロセスにおいて勘案する際の制約要因やリスク

投資対象企業の環境、社会およびガバナンス特性に係る評価に際し、第三者プロバイダーが提供するデータを含む複数のデータを活用します。当ファンドで使用する評価基準は、他のESGファンドが適用する基準と異なる場合があります。また、企業開示が不十分であるなどの理由から入手できるデータや情報が不完全である可能性があります。

ESGの評価に基づく銘柄組み入れおよび除外基準により、ESG特性を考慮しないファンドと比較して異なるパフォーマンスを示す可能性があります。また投資機会や投資対象となる銘柄が制限される可能性があります。

ファンド運営上のリスク

a．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、主要投資対象ファンドの取引停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります。

b．ファンドの繰上償還

当ファンドは換金により当ファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

c．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

d．流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合
- ・主要投資対象とするファンドの購入・換金に制限がかかった場合

金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

e．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料
ありません。

信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

ファンドの実質的な信託報酬（a + b）は、信託財産の純資産総額に対して年1.278%（税抜1.23%）程度となります。

a．ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.528%（税抜0.48%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

| | 信託報酬の配分 | 役務の内容 |
|------|------------------------|--------------------------------------|
| 委託会社 | 年0.011% （税抜0.01%） | ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等 |
| 販売会社 | 年0.4895% （税抜0.445%） | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | 年0.0275% （税抜0.025%） | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等 |

b．投資対象ファンドにかかる運用管理費用

年0.75%が投資対象ファンドから支払われます。

（主要投資対象ファンドの保管費用等ファンドに係る全ての諸費用を含みます。）

信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4)【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

下記の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および諸費用に係る消費税等相当額は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- 1．受益権の管理事務に関連する費用
- 2．有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用

3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
6. 公告に係る費用
7. 他の信託との併合および信託約款の変更またはファンドの償還に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.11%（税抜0.10%）を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

外貨建資産の保管等に要する費用等^{*}は、その都度、信託財産中より支弁します。

^{*} 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

副次的投資対象ファンドの報酬等が別途投資対象ファンドから支払われます。

投資する上場投資信託証券に係る保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途当該上場投資信託証券から支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込を行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。
- b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。）

換金時および償還時の課税について

- a. 個人の投資者の場合
換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

b．法人の投資者の場合

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個人、法人の課税の取扱いについて

a．個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

b．法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2024年10月末現在のものですので、税法および確定拠出年金法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

以下の運用状況は2024年10月末現在のものです。

「ブラックロック・世界株式インパクト投資ファンド（DC）」

(1) 【投資状況】

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|-------------|---------|
| 投資証券 | 761,956,613 | 96.36 |
| 内 アイルランド | 761,956,613 | 96.36 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 28,747,244 | 3.64 |
| 純資産総額 | 790,703,857 | 100.00 |

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 種類 | 数量(口) | 簿価単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資比率 (%) |
|----|---|------------|------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 | ブラックロック・ファンズ I C A V ブラックロック・グローバル・ インパクト・ファンド クラスI投資 証券(円建て) | アイル ランド | 投資証券 | 62,373.51 | 12,071.72 | 752,955,836 | 12,092.85 | 754,274,068 | 95.39 |
| 2 | インスティテューショナル・キャッ シュ・シリーズplc ブラックロッ ク・I C S・U Sトレジャリー・ ファンド エージェンシークラス投 資証券(米ドル建て) | アイル ランド | 投資証券 | 422.49 | 18,159.69 | 7,672,288 | 18,183.96 | 7,682,545 | 0.97 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 投資証券 | 96.36 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2024年10月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額(円) | | 1口当たりの純資産額(円) | |
|------------------|-------------|-------|---------------|-------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1期(2021年10月20日) | 31,292,778 | (同左) | 1.3551 | (同左) |
| 第2期(2022年10月20日) | 148,755,138 | (同左) | 1.1538 | (同左) |
| 第3期(2023年10月20日) | 315,175,044 | (同左) | 1.1114 | (同左) |
| 第4期(2024年10月21日) | 780,293,507 | (同左) | 1.4172 | (同左) |
| 2023年10月末現在 | 316,807,511 | | 1.0779 | |
| 2023年11月末現在 | 368,795,184 | | 1.1864 | |
| 2023年12月末現在 | 392,392,795 | | 1.2128 | |
| 2024年1月末現在 | 411,097,316 | | 1.2468 | |
| 2024年2月末現在 | 445,450,349 | | 1.2915 | |
| 2024年3月末現在 | 484,812,452 | | 1.3281 | |
| 2024年4月末現在 | 582,859,063 | | 1.3339 | |
| 2024年5月末現在 | 630,226,808 | | 1.3513 | |
| 2024年6月末現在 | 715,849,859 | | 1.4192 | |
| 2024年7月末現在 | 717,170,572 | | 1.3716 | |
| 2024年8月末現在 | 765,268,772 | | 1.3587 | |
| 2024年9月末現在 | 807,390,962 | | 1.3619 | |
| 2024年10月末現在 | 790,703,857 | | 1.4200 | |

【分配の推移】

| | 1口当たりの分配金(円) |
|-----|--------------|
| 第1期 | |
| 第2期 | |
| 第3期 | |
| 第4期 | |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|-----|--------|
| 第1期 | 35.5 |
| 第2期 | 14.9 |
| 第3期 | 3.7 |
| 第4期 | 27.5 |

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) | 発行済数量(口) |
|-----|-------------|-------------|-------------|
| 第1期 | 29,360,098 | 6,267,031 | 23,093,067 |
| 第2期 | 159,619,305 | 53,780,610 | 128,931,762 |
| 第3期 | 290,528,438 | 135,888,312 | 283,571,888 |
| 第4期 | 499,868,675 | 232,860,804 | 550,579,759 |

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

本書提出日現在、購入の申込受付は行っておりませんので、該当事項はありません。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の申込の受付は、原則として、午後3時30分までとなっております。ただし、受付時間は各販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎた換金の申込は翌営業日の取扱いとします。

また、確定拠出年金制度に基づく投資者が換金の申込を行う場合は、当該規定にしたがうものとします。

(2) 換金単位

換金単位は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金不可日

以下に定める主要投資対象ファンドの休業日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金は受けられません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- ・アイルランド、米国、英国の銀行の休業日
- ・その他の受付不可日

なお、2025年1月24日以降は換金のお申込みを受けません。

(4) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、手取額は、換金価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(5) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。

(7) 換金の申込の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、主要投資対象ファンドの取引停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「DCセインパ」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資信託証券：金融商品取引所（海外取引所を含む）に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場（海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場）で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格）で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドは、繰上償還が決定したため、この信託の期間は2025年1月31日までとなります。

(4)【計算期間】

計算期間は毎年10月21日から翌年10月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2021年10月20日までとします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、当ファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は換金により、当ファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- c . a . および b . の場合において、委託会社は、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d . c . の書面決議において、投資者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下 d . において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている投資者が議決権を行使しないときは、当該知っている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e . c . の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f . c . ~ e . までの規定は、委託会社が当ファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、 c . ~ e . までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- g . 委託会社は、監督官庁より当ファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、当ファンドを償還させます。
- h . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドを償還させます。
- i . h . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、「 信託約款の変更 b . 」に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドを償還させます。

信託約款の変更

- a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b . 委託会社は、 a . の事項(a . の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- c . b . の書面決議において、投資者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下c . において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている投資者が議決権を行行使しないときは、当該知っている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d . b . の書面決議は議決権を行行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e . 書面決議の効力は、当ファンドのすべての投資者に対してその効力を生じます。
- f . b . ~ e . までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g . a . ~ f . までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはa . ~ f . の規定にしたがいます。

信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知っている受益者にお届けいたします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

<一般コース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

投資者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

<累積投資コース>

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとし、

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則として6営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係る換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対受益者の買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(2023年10月21日から2024年10月21日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ブラックロック・世界株式インパクト投資ファンド(DC)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | 第3期 (2023年10月20日現在) | 第4期 (2024年10月21日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 14,270,526 | 16,306,700 |
| 投資証券 | 310,441,469 | 775,701,416 |
| 流動資産合計 | 324,711,995 | 792,008,116 |
| 資産合計 | 324,711,995 | 792,008,116 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 8,262,305 | - |
| 未払解約金 | 311,470 | 9,494,359 |
| 未払受託者報酬 | 41,474 | 95,643 |
| 未払委託者報酬 | 755,675 | 1,741,837 |
| その他未払費用 | 166,027 | 382,770 |
| 流動負債合計 | 9,536,951 | 11,714,609 |
| 負債合計 | 9,536,951 | 11,714,609 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 283,571,888 | 550,579,759 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 31,603,156 | 229,713,748 |
| (分配準備積立金) | 772,340 | 85,317,146 |
| 元本等合計 | 315,175,044 | 780,293,507 |
| 純資産合計 | 315,175,044 | 780,293,507 |
| 負債純資産合計 | 324,711,995 | 792,008,116 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第3期 (自 2022年10月21日 至 2023年10月20日) | 第4期 (自 2023年10月21日 至 2024年10月21日) |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 885,029 | 118,930,987 |
| 為替差損益 | 165,033 | 57,425 |
| 営業収益合計 | 719,996 | 118,873,562 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 70,233 | 152,435 |
| 委託者報酬 | 1,279,768 | 2,776,220 |
| その他費用 | 296,635 | 622,048 |
| 営業費用合計 | 1,646,636 | 3,550,703 |
| 営業利益又は営業損失() | 2,366,632 | 115,322,859 |
| 経常利益又は経常損失() | 2,366,632 | 115,322,859 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 2,366,632 | 115,322,859 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 2,666,658 | 26,727,254 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 19,823,376 | 31,603,156 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 33,294,342 | 157,921,752 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 33,294,342 | 157,921,752 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 16,481,272 | 48,406,765 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 16,481,272 | 48,406,765 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 31,603,156 | 229,713,748 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(2) 計算期間末日の取扱い

当計算期間は当計算期間末日が休業日であったため、2023年10月21日から2024年10月21日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第3期 (2023年10月20日現在) | 第4期 (2024年10月21日現在) |
|--------------------------|------------------------|------------------------|
| 1 当該計算期間の末日における 受益権総数 | 283,571,888口 | 550,579,759口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 1.1114円 | 1.4172円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第3期 (自 2022年10月21日 至 2023年10月20日) | 第4期 (自 2023年10月21日 至 2024年10月21日) |
|----------|---|--|
| 分配金の計算過程 | 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(39,459,350円)、分配準備積立金(772,340円)により、分配対象収益は40,231,690円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。 | 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(84,848,452円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(66,752,104円)、収益調整金(その他収益調整金)(77,644,498円)、分配準備積立金(468,694円)により、分配対象収益は229,713,748円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「中小型株式投資のリスク」、「債券投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

（1）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（2）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（3）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

| 第3期 (2023年10月20日現在) | 第4期 (2024年10月21日現在) |
|--|--|
| <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p> | <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p> |

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

当ファンドは、信託約款第40条に基づき、繰上償還することを2024年11月25日付けで決定しております。

なお、2024年12月3日付けで当該事項につき金融庁長官に届出を行い、2025年1月31日付けで繰上償還となっております。

（その他の注記）

1 期中元本変動額

| 項目 | 第3期 (2023年10月20日現在) | 第4期 (2024年10月21日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 期首元本額 | 128,931,762円 | 283,571,888円 |
| 期中追加設定元本額 | 290,528,438円 | 499,868,675円 |
| 期中一部解約元本額 | 135,888,312円 | 232,860,804円 |

2 有価証券関係

第3期（2023年10月20日現在）

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
|------|--------------------------|
| 投資証券 | 1,341,354 |
| 合計 | 1,341,354 |

第4期（2024年10月21日現在）

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
|------|--------------------------|
| 投資証券 | 113,846,166 |
| 合計 | 113,846,166 |

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|--------|--|----------------------------|----------------------------|----|
| 投資証券 | 日本円 | ブラックロック・ファンズ ICAV ブラックロック・グローバル・インパクト・ファンド クラスI投資証券(円建て) | 63,640 | 768,239,362 | |
| | 日本円 | 小計 | 63,640 | 768,239,362 | |
| | アメリカドル | インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc ブラックロック・ICS・USTレジャリー・ファンド エージェンシークラス投資証券(米ドル建て) | 422.490 | 49,936.790 | |
| | アメリカドル | 小計 | 422.490 | 49,936.790 (7,462,054) | |
| 投資証券 | 合計 | | 775,701,416 (7,462,054) | | |
| 合計 | | | | 775,701,416 (7,462,054) | |

(注1) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入投資証券時価比率 | 合計金額に対する比率 |
|--------|----------|------------|------------|
| アメリカドル | 投資証券 1銘柄 | 100.0% | 100.0% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「ブラックロック・ファンズ I C A V ブラックロック・グローバル・インパクト・ファンド クラスI投資証券」及び「インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc ブラックロック・I C S・U Sトレジャリー・ファンド エージェンシークラス投資証券」（以下、両者を併せて「同ファンド」という。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資証券は、すべて同ファンドの投資証券であります。同ファンドの状況は以下のとおりであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外です。

同ファンドの状況

（１）「ブラックロック・ファンズ I C A V ブラックロック・グローバル・インパクト・ファンド クラスI投資証券」は、アイルランドにおいて設立されたオープンエンド型投資法人が発行するファンドであり、当該ファンドの現時点で日本語に翻訳された直近の情報は、2024年4月30日に終了する計算期間（2023年5月1日から2024年4月30日まで）に係る財務書類であります。

当該財務書類は、当該ファンドを含む「ブラックロック・ファンズ I C A V」の2024年4月30日現在の財務書類のうち、当該ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を翻訳したものです。なお、財務書類に含まれる「投資有価証券明細表」の銘柄については原文通り英語表記で行っております。

（２）「インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc ブラックロック・I C S・U Sトレジャリー・ファンド エージェンシークラス投資証券」は、アイルランドにおいて設立されたオープンエンド型投資法人が発行するファンドであり、当該ファンドの現時点で日本語に翻訳された直近の情報は、2024年3月31日に終了する中間計算期間（2023年10月1日から2024年3月31日まで）に係る中間財務書類であります。

当該中間財務書類は、当該ファンドを含む「インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc」の2024年3月31日現在の中間財務書類のうち、当該ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を翻訳したものです。なお、中間財務書類に含まれる「投資有価証券明細表」の銘柄については原文通り英語表記で行っております。なお、アイルランドにおける独立監査人の監査を受けておりません。

ブラックロック・ファンズ ICAV ブラックロック・グローバル・インパクト・ファンド

損益計算書

2024年4月30日に終了した会計年度

| | 注記 | 2024年 | 2023年 |
|-------------------------------|----|-------|----------|
| | | 千米ドル | 千米ドル |
| 営業収益 | 5 | 2,049 | 3,505 |
| 金融商品に係る純利益 / (損失) | 7 | 5,415 | (24,067) |
| 投資収益 / (損失) 合計 | | 7,464 | (20,562) |
| 営業費用 | 6 | (942) | (1,354) |
| 純営業収益 / (費用) | | 6,522 | (21,916) |
| 財務費用： | | | |
| 支払利息または類似の費用 | 8 | - | (3) |
| 償還可能投資証券保有者への分配金 | 9 | (298) | (574) |
| 財務費用合計 | | (298) | (577) |
| 税引前純利益 / (損失) | | 6,224 | (22,493) |
| 税金 | 10 | (93) | (509) |
| 税引後純利益 / (損失) | | 6,131 | (23,002) |
| 償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の増加 / (減少) | | 6,131 | (23,002) |

本損益計算書に計上された損益以外で当会計年度に認識された損益はない。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

ブラックロック・ファンズ ICAV ブラックロック・グローバル・インパクト・ファンド

償還可能投資証券保有者に帰属する純資産変動計算書

2024年4月30日に終了した会計年度

| | 2024年 | 2023年 |
|-------------------------------|-----------|-----------|
| | 千米ドル | 千米ドル |
| 期首純資産 | 194,260 | 235,614 |
| 償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の増加 / (減少) | 6,131 | (23,002) |
| 投資証券取引： | | |
| 償還可能投資証券の発行 | 16,397 | 95,889 |
| 償還可能投資証券の買戻し | (104,554) | (114,241) |
| 投資証券取引による純資産の減少 | (88,157) | (18,352) |
| 期末純資産 | 112,234 | 194,260 |

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

ブラックロック・ファンズ ICAV ブラックロック・グローバル・インパクト・ファンド

貸借対照表

2024年4月30日現在

| | 注記 | 2024年 千米ドル | 2023年 千米ドル |
|---------------------|----|---------------|---------------|
| 流動資産 | | | |
| 現金 | | 1,300 | 1,500 |
| 現金同等物 | | - | 4,430 |
| 未収金 | 11 | 306 | 614 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 4 | 111,569 | 188,455 |
| 流動資産合計 | | 113,175 | 194,999 |
| 流動負債 | | | |
| 未払金 | 12 | 282 | 404 |
| 繰延キャピタルゲイン税に対する引当金 | | - | 177 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | 4 | 659 | 158 |
| 流動負債合計 | | 941 | 739 |
| 償還可能投資証券保有者に帰属する純資産 | 14 | 112,234 | 194,260 |

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

ブラックロック・ファンズ ICAV ブラックロック・グローバル・インパクト・ファンド

投資有価証券明細表 2024年4月30日現在

| 保有高 | 通貨 | 銘柄 | 公正価値 (千ドル) | 純資産価額に 対する割合 (%) |
|----------------------------|-----|---|---------------|------------------------|
| 株式(2023年4月30日: 97.01%) | | | | |
| オーストラリア(2023年4月30日: 1.55%) | | | | |
| 46,553 | AUD | Brambles Ltd. | 442 | 0.39 |
| | | オーストラリア合計 | 442 | 0.39 |
| ブラジル(2023年4月30日: 1.66%) | | | | |
| 11,314 | BRL | Neoenergia SA | 42 | 0.04 |
| | | ブラジル合計 | 42 | 0.04 |
| カナダ(2023年4月30日: 5.56%) | | | | |
| 16,061 | CAD | North West Co., Inc. (The) | 458 | 0.41 |
| 5,334 | CAD | Shopify, Inc. 'A' | 385 | 0.34 |
| | | カナダ合計 | 843 | 0.75 |
| ケイマン諸島(2023年4月30日: 0.00%) | | | | |
| 107,000 | TWD | Chailease Holding Co. Ltd. | 568 | 0.51 |
| 6,800 | HKD | Li Auto, Inc. 'A' | 90 | 0.08 |
| 1,496 | USD | Li Auto, Inc. ADR | 40 | 0.03 |
| 7,242 | USD | Sea Ltd. ADR | 462 | 0.41 |
| 14,865 | USD | StoneCo Ltd. 'A' | 236 | 0.21 |
| | | ケイマン諸島合計 | 1,396 | 1.24 |
| 中国(2023年4月30日: 1.38%) | | | | |
| 4,289,000 | HKD | Postal Savings Bank of China Co. Ltd. "H" | 2,246 | 2.00 |
| | | 中国合計 | 2,246 | 2.00 |
| デンマーク(2023年4月30日: 5.79%) | | | | |
| 1,211 | DKK | Novo Nordisk A/S 'B' | 157 | 0.14 |
| 9,977 | DKK | Novonosis (Novozymes) B 'B' | 556 | 0.50 |
| | | デンマーク合計 | 713 | 0.64 |
| フランス(2023年4月30日: 3.20%) | | | | |
| 7,666 | EUR | Schneider Electric SE | 1,769 | 1.58 |
| | | フランス合計 | 1,769 | 1.58 |
| ドイツ(2023年4月30日: 2.31%) | | | | |
| 713 | EUR | Infineon Technologies AG | 25 | 0.02 |
| | | ドイツ合計 | 25 | 0.02 |
| インド(2023年4月30日: 1.25%) | | | | |
| 257,728 | INR | Bandhan Bank Ltd. | 580 | 0.52 |
| | | インド合計 | 580 | 0.52 |

| 保有高 | 通貨 | 銘柄 | 公正価値 (千米ドル) | 純資産価額に 対する割合 (%) |
|------------|-----|--|----------------|------------------------|
| | | インドネシア(2023年4月30日:6.78%) | | |
| 3,548,150 | IDR | Bank Rakyat Indonesia Persero Tbk PT | 1,083 | 0.96 |
| 10,300,200 | IDR | Dayamitra Telekomunikasi PT | 366 | 0.33 |
| | | インドネシア合計 | 1,449 | 1.29 |
| | | アイルランド(2023年4月30日:1.89%) | | |
| 22,007 | USD | Johnson Controls International plc | 1,447 | 1.29 |
| 25,652 | EUR | Kerry Group plc 'A' | 2,217 | 1.97 |
| 12,746 | USD | Medtronic plc | 1,028 | 0.92 |
| 7,940 | USD | Trane Technologies plc | 2,567 | 2.29 |
| | | アイルランド合計 | 7,259 | 6.47 |
| | | イスラエル(2023年4月30日:0.00%) | | |
| 13,797 | USD | Check Point Software Technologies Ltd. | 2,063 | 1.84 |
| 669 | USD | CyberArk Software Ltd. | 161 | 0.14 |
| | | イスラエル合計 | 2,224 | 1.98 |
| | | 日本(2023年4月30日:2.98%) | | |
| 26,000 | JPY | Chugai Pharmaceutical Co. Ltd. | 833 | 0.74 |
| 11,300 | JPY | Daiichi Sankyo Co. Ltd. | 385 | 0.34 |
| 6,700 | JPY | NIDEC Corp. | 314 | 0.28 |
| 53,000 | JPY | Recruit Holdings Co. Ltd. | 2,322 | 2.07 |
| | | 日本合計 | 3,854 | 3.43 |
| | | ジャージー(2023年4月30日:1.22%) | | |
| 5,931 | USD | Aptiv plc | 421 | 0.38 |
| | | ジャージー合計 | 421 | 0.38 |
| | | ルクセンブルグ(2023年4月30日:0.00%) | | |
| 12,742 | SEK | Millicom International Cellular SA SDR | 263 | 0.23 |
| | | ルクセンブルグ合計 | 263 | 0.23 |
| | | マレーシア(2023年4月30日:0.00%) | | |
| 4,107,500 | MYR | Axiata Group Bhd. | 2,440 | 2.17 |
| | | マレーシア合計 | 2,440 | 2.17 |
| | | オランダ(2023年4月30日:0.00%) | | |
| 2,980 | EUR | ASML Holding NV | 2,676 | 2.39 |
| | | オランダ合計 | 2,676 | 2.39 |
| | | ニュージーランド(2023年4月30日:0.00%) | | |
| 23,413 | NZD | Mercury NZ Ltd. | 88 | 0.08 |
| 48,241 | NZD | Meridian Energy Ltd. | 170 | 0.15 |
| | | ニュージーランド合計 | 258 | 0.23 |

| 保有高 | 通貨 | 銘柄 | 公正価値 (千円ドル) | 純資産価額に 対する割合 (%) |
|---------|-----|--|----------------|------------------------|
| | | ノルウェー(2023年4月30日:0.00%) | | |
| 107,835 | NOK | Mowi ASA | 1,908 | 1.70 |
| | | ノルウェー合計 | 1,908 | 1.70 |
| | | ポーランド(2023年4月30日:0.00%) | | |
| 8,923 | PLN | Dino Polska SA | 862 | 0.77 |
| | | ポーランド合計 | 862 | 0.77 |
| | | 南アフリカ(2023年4月30日:0.00%) | | |
| 10,821 | ZAR | Capitec Bank Holdings Ltd. | 1,343 | 1.20 |
| 40,863 | ZAR | MTN Group Ltd. | 197 | 0.17 |
| 146,321 | ZAR | Vodacom Group Ltd. | 708 | 0.63 |
| | | 南アフリカ合計 | 2,248 | 2.00 |
| | | 韓国(2023年4月30日:1.61%) | - | - |
| | | スペイン(2023年4月30日:3.92%) | | |
| 107,328 | EUR | EDP Renovaveis SA | 1,465 | 1.30 |
| 162,188 | EUR | Iberdrola SA | 1,996 | 1.78 |
| | | スペイン合計 | 3,461 | 3.08 |
| | | スウェーデン(2023年4月30日:0.00%) | | |
| 91,592 | SEK | Hexagon AB 'B' | 977 | 0.87 |
| | | スウェーデン合計 | 977 | 0.87 |
| | | スイス(2023年4月30日:3.12%) | | |
| 16,525 | CHF | ABB Ltd ., Registered | 813 | 0.72 |
| 5,613 | EUR | DSM-Firmenich AG | 636 | 0.57 |
| 15,979 | USD | TE Connectivity Ltd. | 2,284 | 2.04 |
| | | スイス合計 | 3,733 | 3.33 |
| | | 台湾(2023年4月30日:0.00%) | | |
| 24,000 | TWD | Delta Electronics, Inc. | 237 | 0.21 |
| 134,000 | TWD | Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd. | 3,264 | 2.91 |
| | | 台湾合計 | 3,501 | 3.12 |
| | | 英国(2023年4月30日:10.43%) | | |
| 138,859 | GBP | Pearson plc | 1,704 | 1.52 |
| 55,528 | GBP | RELX plc | 2,309 | 2.06 |
| 31,808 | GBP | Wise plc 'A' | 309 | 0.27 |
| | | 英国合計 | 4,322 | 3.85 |
| | | 米国(2023年4月30日:42.36%) | | |
| 21,217 | USD | Abbott Laboratories | 2,263 | 2.02 |
| 15,175 | USD | Adtalem Global Education, Inc. | 748 | 0.67 |
| 11,698 | USD | Alexandria Real Estate Equities, Inc ., REIT | 1,380 | 1.23 |
| 5,179 | USD | Amalgamated Financial Corp. | 128 | 0.11 |

| 保有高 | 通貨 | 銘柄 | 公正価値 (千米ドル) | 純資産価額に 対する割合 (%) |
|--------|-----|---|----------------|------------------------|
| | | 米国(2023年4月30日:42.36%)(続き) | | |
| 9,604 | USD | Autodesk, Inc. | 2,082 | 1.85 |
| 47,500 | USD | Avangrid, Inc. | 1,737 | 1.55 |
| 3,950 | USD | Badger Meter, Inc. | 741 | 0.66 |
| 33,151 | USD | Ball Corp. | 2,347 | 2.09 |
| 10,967 | USD | Block, Inc. 'A' | 814 | 0.72 |
| 35,607 | USD | Boston Scientific Corp. | 2,573 | 2.29 |
| 28,852 | USD | Commercial Metals Co. | 1,556 | 1.39 |
| 13,433 | USD | Coursera, Inc. | 144 | 0.13 |
| 7,116 | USD | CrowdStrike Holdings, Inc. 'A' | 2,128 | 1.90 |
| 8,929 | USD | Crown Holdings, Inc. | 754 | 0.67 |
| 5,875 | USD | Danaher Corp. | 1,448 | 1.29 |
| 10,320 | USD | Ecolab, Inc. | 2,362 | 2.10 |
| 4,195 | USD | Eli Lilly & Co. | 3,272 | 2.92 |
| 1,994 | USD | Etsy, Inc. | 138 | 0.12 |
| 564 | USD | Federal Agricultural Mortgage Corp. 'C' | 106 | 0.09 |
| 33,408 | USD | Fortinet, Inc. | 2,149 | 1.91 |
| 13,031 | USD | Gen Digital, Inc. | 269 | 0.24 |
| 17,839 | USD | Global Payments, Inc. | 2,209 | 1.97 |
| 8,124 | USD | Grand Canyon Education, Inc. | 1,074 | 0.96 |
| 35,748 | USD | Grocery Outlet Holding Corp. | 932 | 0.83 |
| 1,710 | USD | Hologic, Inc. | 130 | 0.12 |
| 83 | USD | ICF International, Inc. | 12 | 0.01 |
| 7,651 | USD | Instructure Holdings, Inc. | 148 | 0.13 |
| 3,935 | USD | Intuit, Inc. | 2,502 | 2.23 |
| 13,343 | USD | Jack Henry & Associates, Inc. | 2,193 | 1.95 |
| 9,438 | USD | John Wiley & Sons, Inc. 'A' | 356 | 0.32 |
| 5,219 | USD | JSC Kaspi kz Global Sponsored ADS | 624 | 0.56 |
| 23,229 | USD | Laureate Education, Inc. | 338 | 0.30 |
| 1,189 | USD | MercadoLibre, Inc. | 1,751 | 1.56 |
| 12,161 | USD | Mobileye Global, Inc. 'A' | 338 | 0.30 |
| 23,985 | USD | NextEra Energy, Inc. | 1,612 | 1.44 |
| 5,511 | USD | Okta, Inc. | 517 | 0.46 |
| 9,996 | USD | ON Semiconductor Corp. | 720 | 0.64 |
| 8,120 | USD | Palo Alto Networks, Inc. | 2,388 | 2.13 |
| 34,470 | USD | PayPal Holdings, Inc. CDI | 2,393 | 2.13 |
| 4,055 | USD | Quanta Services, Inc. | 1,066 | 0.95 |
| 4,864 | USD | Remitly Global, Inc. | 87 | 0.08 |
| 7,786 | USD | Strategic Education, Inc. | 897 | 0.80 |
| 20,732 | USD | Stride, Inc. | 1,399 | 1.25 |
| 5,169 | USD | Stryker Corp. | 1,752 | 1.56 |
| 244 | USD | Tenable Holdings, Inc. | 11 | 0.01 |
| 501 | USD | Thermo Fisher Scientific, Inc. | 288 | 0.26 |
| 4,186 | USD | Toast, Inc. 'A' | 101 | 0.09 |
| 23,974 | USD | TreeHouse Foods, Inc. | 900 | 0.80 |
| 25,748 | USD | Trimble, Inc. | 1,557 | 1.39 |
| 10,508 | USD | United Natural Foods, Inc. | 95 | 0.08 |

| 保有高 | 通貨 | 銘柄 | 公正価値 (千円ドル) | 純資産価額に 対する割合 (%) |
|--------|-----|------------------------------|----------------|------------------------|
| | | 米国(2023年4月30日:42.36%)(続き) | | |
| 3,050 | USD | Vertex Pharmaceuticals, Inc. | 1,205 | 1.07 |
| 17,694 | USD | Xylem, Inc. | 2,355 | 2.10 |
| 3,212 | USD | Zscaler, Inc. | 562 | 0.50 |
| | | 米国合計 | 61,651 | 54.93 |
| 株式投資合計 | | | 111,563 | 99.40 |

| 摘要 | 取引相手 | 期日 | 公正価値 (千円ドル) | 純資産価額に 対する割合 (%) |
|---|-------------|------------|----------------|------------------------|
| 通貨先渡契約 ¹ | | | | |
| 未実現利益合計(2023年4月30日:0.00%) ³ | | | - | - |
| クラスユーロ・ヘッジ(累積型) | | | | |
| Buy EUR 15,248; Sell USD 16,259 ² | J.P. Morgan | 15/05/2024 | - | - |
| Buy USD 11,196; Sell EUR 10,455 ² | J.P. Morgan | 15/05/2024 | - | - |
| 未実現利益合計(2023年4月30日:0.00%) ³ | | | - | - |
| クラスXニュージーランド・ドル・ヘッジ(累積型) | | | | |
| Buy USD 532,266; Sell NZD 890,068 | J.P. Morgan | 15/05/2024 | 6 | 0.01 |
| 未実現利益合計(2023年4月30日:0.00%) ³ | | | 6 | 0.01 |
| 通貨先渡契約に係る未実現利益合計(2023年4月30日:0.00%) ³ | | | 6 | 0.01 |
| 通貨先渡契約 ¹ | | | | |
| Buy GBP 2,769; Sell USD 3,477 ² | J.P. Morgan | 03/05/2024 | - | - |
| 未実現損失合計(2023年4月30日:0.00%) ³ | | | - | - |
| クラスユーロ・ヘッジ(累積型) | | | | |
| Buy EUR 1,201,674; Sell USD 1,306,693 | J.P. Morgan | 15/05/2024 | (21) | (0.02) |
| Buy USD 54,996; Sell EUR 51,635 ² | J.P. Morgan | 15/05/2024 | - | - |
| 未実現損失合計(2023年4月30日:0.00%) ³ | | | (21) | (0.02) |
| クラスXニュージーランド・ドル・ヘッジ(累積型) | | | | |
| Buy NZD 40,251,017; Sell USD 24,451,029 | J.P. Morgan | 15/05/2024 | (633) | (0.56) |
| Buy USD 751,451; Sell NZD 1,277,532 | J.P. Morgan | 15/05/2024 | (5) | (0.01) |
| 未実現損失合計(2023年4月30日:(0.08)%) | | | (638) | (0.57) |
| 通貨先渡契約に係る未実現損失合計(2023年4月30日:(0.08)%) | | | (659) | (0.59) |

| | 公正価値 (千米ドル) | 純資産価額に 対する割合 (%) |
|----------------------------|----------------|------------------------|
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | 111,569 | 99.41 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | (659) | (0.59) |
| 現金 | 1,300 | 1.16 |
| 現金同等物 | | |
| 集団投資スキーム(2023年4月30日:2.28%) | | |
| その他の資産および負債 | 24 | 0.02 |
| 償還可能投資証券保有者に帰属する純資産価額 | 112,234 | 100.00 |

| 資産合計の内訳 | 資産合計に 対する割合 (%) |
|---------------------------|-----------------------|
| 公認の証券取引所に上場されている譲渡可能な有価証券 | 98.02 |
| その他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券 | 0.55 |
| 店頭金融デリバティブ商品 | 0.01 |
| その他の資産 | 1.42 |
| 資産合計 | 100.00 |

- 1 ある取引相手との間で締結された、購入通貨、売却通貨および期日が同一の通貨先渡契約は、該当する場合は総額ベースで表示されている。資産と負債のポジションは相殺されていない。
- 2 500米ドル未満の投資は端数切捨てによりゼロとして表示されている。
- 3 前年度の純資産価額に対する割合は四捨五入により0.00%と表示されている。

| 金融デリバティブ商品 | 基礎となるエクスポージャー額 (千米ドル) |
|------------|--------------------------|
| 通貨先渡契約 | 26,472 |

ブラックロック・ICS・USTレジャーリー・ファンド
要約損益計算書

2024年3月31日に終了した会計期間（未監査）

| | 注記 | 2024年3月31日に 終了した会計期間 | 2023年3月31日に 終了した会計期間 |
|------------------------|----|-------------------------|-------------------------|
| | | 千米ドル | 千米ドル |
| 営業収益 | | 639,705 | 326,622 |
| 金融商品に係る純利益 | | 683 | - |
| 投資収益合計 | | 640,388 | 326,622 |
| 営業費用 | | (16,869) | (12,402) |
| 純営業利益 | | 623,519 | 314,220 |
| 財務費用： | | | |
| 支払利息または類似の費用 | | - | (12) |
| 償還可能投資証券保有者への分配金 | 5 | (574,928) | (304,937) |
| 財務費用合計 | | (574,928) | (304,949) |
| 純利益 | | 48,591 | 9,271 |
| 償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の増加 | | 48,591 | 9,271 |

本要約損益計算書に計上された損益以外で当会計期間に認識された損益はない。
添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

ブラックロック・ICS・USTレジャーリー・ファンド
償還可能投資証券保有者に帰属する要約純資産変動計算書
2024年3月31日に終了した会計期間（未監査）

| | 2024年3月31日に 終了した会計期間 | 2023年3月31日に 終了した会計期間 |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 千米ドル | 千米ドル |
| 期首純資産 | 22,509,833 | 21,521,671 |
| 償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の増加 | 48,591 | 9,271 |
| 投資証券取引： | | |
| 償還可能投資証券の発行 | 112,312,838 | 80,936,575 |
| 償還可能投資証券の買戻し | (110,067,771) | (84,126,043) |
| 分配金再投資額 | 255,659 | 121,567 |
| 投資証券取引による純資産の増加 / (減少) | 2,500,726 | (3,067,901) |
| 期末純資産 | 25,059,150 | 18,463,041 |

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

ブラックロック・ICS・USTレジャー・ファンド

要約貸借対照表

2024年3月31日現在（未監査）

| | 注記 | 2024年3月31日現在 | 2023年9月30日現在 |
|---------------------|----|--------------|--------------|
| | | 千米ドル | 千米ドル |
| 流動資産 | | | |
| 現金 | | 502,308 | 583,687 |
| 未収金 | | 42,839 | 36,546 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 4 | 24,818,582 | 22,102,897 |
| 流動資産合計 | | 25,363,729 | 22,723,130 |
| 流動負債 | | | |
| 未払金 | | 304,579 | 213,297 |
| 流動負債合計 | | 304,579 | 213,297 |
| 償還可能投資証券保有者に帰属する純資産 | 8 | 25,059,150 | 22,509,833 |

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

ブラックロック・ICS・USTレジャリー・ファンド

投資有価証券明細表 2024年3月31日現在(未監査)

| 保有高 | 通貨 | 銘柄 | 公正価値 (千米ドル) | 純資産比率 (%) |
|-----------------------|-----|--|----------------|--------------|
| 債券 | | | | |
| 国債(2023年9月30日:42.52%) | | | | |
| 米国(2023年9月30日:42.52%) | | | | |
| 34,020,000 | USD | US Treasury, 1.50%, 31/10/2024 | 33,307 | 0.13 |
| 55,050,000 | USD | US Treasury, 2.25%, 31/12/2024 | 53,938 | 0.21 |
| 60,960,000 | USD | US Treasury, 1.13%, 28/02/2025 | 58,858 | 0.23 |
| 75,943,000 | USD | US Treasury, 2.75%, 28/02/2025 | 74,404 | 0.30 |
| 197,170,000 | USD | US Treasury, FRN, 5.23%, 30/04/2024 | 197,161 | 0.79 |
| 2,315,427,000 | USD | US Treasury, FRN, 5.34%, 31/07/2024 | 2,315,671 | 9.24 |
| 387,040,000 | USD | US Treasury, FRN, 5.44%, 31/10/2024 | 387,145 | 1.54 |
| 280,000,000 | USD | US Treasury, FRN, 5.50%, 31/01/2025 | 280,120 | 1.12 |
| 128,906,000 | USD | US Treasury Bill, 5.39%, 04/04/2024 ¹ | 128,849 | 0.51 |
| 331,276,000 | USD | US Treasury Bill, 5.30%, 09/04/2024 ¹ | 330,887 | 1.32 |
| 6,630,000 | USD | US Treasury Bill, 5.26%, 11/04/2024 ¹ | 6,620 | 0.03 |
| 15,222,000 | USD | US Treasury Bill, 5.31%, 16/04/2024 ¹ | 15,189 | 0.06 |
| 354,861,000 | USD | US Treasury Bill, 5.30%, 18/04/2024 ¹ | 353,981 | 1.41 |
| 219,298,000 | USD | US Treasury Bill, 5.32%, 25/04/2024 ¹ | 218,525 | 0.87 |
| 75,000,000 | USD | US Treasury Bill, 5.32%, 30/04/2024 ¹ | 74,682 | 0.30 |
| 816,272,200 | USD | US Treasury Bill, 5.31%, 07/05/2024 ¹ | 811,999 | 3.24 |
| 717,333,000 | USD | US Treasury Bill, 5.31%, 09/05/2024 ¹ | 713,337 | 2.85 |
| 433,325,000 | USD | US Treasury Bill, 5.38%, 16/05/2024 ¹ | 430,497 | 1.72 |
| 569,235,000 | USD | US Treasury Bill, 5.31%, 21/05/2024 ¹ | 565,074 | 2.25 |
| 297,236,000 | USD | US Treasury Bill, 5.37%, 23/05/2024 ¹ | 294,991 | 1.18 |
| 282,465,000 | USD | US Treasury Bill, 5.28%, 28/05/2024 ¹ | 280,146 | 1.12 |
| 206,552,000 | USD | US Treasury Bill, 5.25%, 04/06/2024 ¹ | 204,657 | 0.82 |
| 161,557,000 | USD | US Treasury Bill, 5.25%, 13/06/2024 ¹ | 159,893 | 0.64 |
| 1,328,529,800 | USD | US Treasury Bill, 5.29%, 20/06/2024 ¹ | 1,313,194 | 5.24 |
| 362,299,000 | USD | US Treasury Bill, 5.18%, 05/07/2024 ¹ | 357,474 | 1.43 |
| 210,380,000 | USD | US Treasury Bill, 5.29%, 09/07/2024 ¹ | 207,370 | 0.83 |
| 372,506,000 | USD | US Treasury Bill, 5.15%, 11/07/2024 ¹ | 367,257 | 1.47 |
| 814,165,000 | USD | US Treasury Bill, 5.11%, 18/07/2024 ¹ | 802,005 | 3.20 |
| 98,357,000 | USD | US Treasury Bill, 5.30%, 23/07/2024 ¹ | 96,748 | 0.39 |
| 419,538,000 | USD | US Treasury Bill, 5.15%, 25/07/2024 ¹ | 412,813 | 1.65 |
| 196,496,000 | USD | US Treasury Bill, 0.00%, 30/07/2024 ¹ | 193,117 | 0.77 |
| 598,229,000 | USD | US Treasury Bill, 5.11%, 01/08/2024 ¹ | 588,123 | 2.35 |
| 8,076,000 | USD | US Treasury Bill, 5.33%, 08/08/2024 ¹ | 7,930 | 0.03 |
| 350,773,000 | USD | US Treasury Bill, 5.25%, 22/08/2024 ¹ | 343,643 | 1.37 |
| 226,522,000 | USD | US Treasury Bill, 5.24%, 05/09/2024 ¹ | 221,479 | 0.88 |
| 172,808,000 | USD | US Treasury Bill, 5.23%, 12/09/2024 ¹ | 168,793 | 0.67 |
| 95,871,300 | USD | US Treasury Bill, 5.27%, 19/09/2024 ¹ | 93,535 | 0.37 |
| 203,556,000 | USD | US Treasury Bill, 5.37%, 31/10/2024 ¹ | 197,415 | 0.79 |
| 46,702,000 | USD | US Treasury Bill, 5.03%, 29/11/2024 ¹ | 45,199 | 0.18 |
| 120,607,000 | USD | US Treasury Bill, 4.81%, 26/12/2024 ¹ | 116,467 | 0.46 |
| 132,363,700 | USD | US Treasury Bill, 4.80%, 23/01/2025 ¹ | 127,367 | 0.51 |
| 283,161,000 | USD | US Treasury Bill, 4.94%, 20/02/2025 ¹ | 271,136 | 1.08 |

| 保有高 | 通貨 | 銘柄 | 公正価値 (千米ドル) | 純資産比率 (%) |
|-----------|-----|--|----------------|--------------|
| | | 米国(2023年9月30日:42.52%)(続き) | | |
| 7,962,000 | USD | US Treasury Bill, 5.06%, 20/03/2025 ¹ | 7,586 | 0.03 |
| | | 米国合計 | 13,928,582 | 55.58 |
| | | 国債に対する投資合計 | 13,928,582 | 55.58 |
| | | 債券に対する投資合計 | 13,928,582 | 55.58 |

| 保有高 | 通貨 | 取引相手 | 金利 | 期日 | 公正価値 (千米ドル) | 純資産比率 (%) |
|---------------|-----|-----------------------------|-------|------------|----------------|--------------|
| | | リバースレポ取引(2023年9月30日:55.67%) | | | | |
| | | カナダ(2023年9月30日:7.99%) | | | | |
| 775,000,000 | USD | Bank of Nova Scotia plc | 5.33% | 01/04/2024 | 775,000 | 3.09 |
| 1,635,000,000 | USD | TD Securities (USA) LLC | 5.33% | 01/04/2024 | 1,635,000 | 6.53 |
| | | カナダ合計 | | | 2,410,000 | 9.62 |

| | | | | | | |
|---------------|-----|---|-------|------------|-----------|-------|
| | | フランス(2023年9月30日:30.09%) | | | | |
| 2,250,000,000 | USD | BNP Paribas SA | 5.32% | 01/04/2024 | 2,250,000 | 8.98 |
| 145,000,000 | USD | BNP Paribas SA | 5.32% | 01/04/2024 | 145,000 | 0.58 |
| 775,000,000 | USD | Credit Agricole Corporate and Investment Bank | 5.32% | 01/04/2024 | 775,000 | 3.09 |
| 125,000,000 | USD | Credit Agricole Corporate and Investment Bank | 5.32% | 01/04/2024 | 125,000 | 0.50 |
| 945,000,000 | USD | Natixis SA | 5.33% | 01/04/2024 | 945,000 | 3.77 |
| 900,000,000 | USD | Societe Generale | 5.32% | 01/04/2024 | 900,000 | 3.59 |
| | | フランス合計 | | | 5,140,000 | 20.51 |

英国(2023年9月30日:2.22%)

- -

| | | | | | | |
|---------------|-----|--------------------------------|-------|------------|------------|-------|
| | | 米国(2023年9月30日:15.37%) | | | | |
| 290,000,000 | USD | Bofa Securities Inc. | 5.32% | 01/04/2024 | 290,000 | 1.16 |
| 100,000,000 | USD | Bofa Securities Inc. | 5.32% | 01/04/2024 | 100,000 | 0.40 |
| 1,150,000,000 | USD | Citigroup Global Markets, Inc. | 5.33% | 01/04/2024 | 1,150,000 | 4.59 |
| 50,000,000 | USD | Citigroup Global Markets, Inc. | 5.33% | 01/04/2024 | 50,000 | 0.20 |
| 1,750,000,000 | USD | Wells Fargo Securities LLC | 5.32% | 01/04/2024 | 1,750,000 | 6.98 |
| | | 米国合計 | | | 3,340,000 | 13.33 |
| | | リバースレポ取引に対する投資合計 | | | 10,890,000 | 43.46 |

| | | |
|-----------------------|------------|--------|
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | 24,818,582 | 99.04 |
| 現金 | 502,308 | 2.00 |
| その他の資産および負債 | (261,740) | (1.04) |
| 償還可能投資証券保有者に帰属する純資産 | 25,059,150 | 100.00 |

| 資産合計額の内訳 | 資産合計に 対する割合 (%) |
|---------------------------|-----------------------|
| 公認の証券取引所に上場されている譲渡可能な有価証券 | 30.80 |
| その他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券 | 67.05 |
| その他の資産 | 2.15 |
| 資産合計 | 100.00 |

¹ レートは期末現在の割引率または割引率のレンジである。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2024年10月末現在)

「ブラックロック・世界株式インパクト投資ファンド(DC)」

| | |
|------------------|--------------|
| 資産総額 | 797,620,276円 |
| 負債総額 | 6,916,419円 |
| 純資産総額(-) | 790,703,857円 |
| 発行済数量 | 556,828,235口 |
| 1 単位当たり純資産額(/) | 1.4200円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等
該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期
受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典
該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
当ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行
投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6 受益権の譲渡
投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割
委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の申込の受付け、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金 3,120百万円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 15,000株

直近5カ年における主な資本金の額の増減 該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める

金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2024年10月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。)

| 種類 | 本数(本) | 純資産総額(百万円) |
|-----------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 196 | 13,095,241 |
| 単位型株式投資信託 | 72 | 494,154 |
| 合計 | 268 | 13,589,395 |

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度(自2023年1月1日 至2023年12月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 第36期 (2022年12月31日現在) | 第37期 (2023年12月31日現在) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 18,002 | 19,222 |
| 立替金 | 50 | 42 |
| 前払費用 | 260 | 153 |
| 未収入金 | 2 | 2 |
| 未収委託者報酬 | 1,751 | 2,178 |
| 未収運用受託報酬 | 2,880 | 2,712 |
| 未収収益 | 2 | 1,839 |
| 為替予約 | - | 1 |
| その他流動資産 | - | - |
| 流動資産計 | 23,520 | 26,153 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物附属設備 | 1 | 500 |
| 器具備品 | 1 | 432 |
| 有形固定資産計 | 1,297 | 932 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 12 | 12 |
| 無形固定資産計 | 12 | 12 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 39 | 22 |
| 長期差入保証金 | 1,125 | 812 |
| 前払年金費用 | 1,084 | 1,142 |
| 長期前払費用 | 9 | 6 |
| 繰延税金資産 | 898 | 732 |
| 投資その他の資産計 | 3,156 | 2,717 |
| 固定資産計 | 4,465 | 3,662 |
| 資産合計 | 27,986 | 29,815 |

| | 第36期 (2022年12月31日現在) | 第37期 (2023年12月31日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 143 | 144 |
| 未払金 | 2 | |
| 未払収益分配金 | 4 | 5 |
| 未払償還金 | 70 | 70 |
| 未払手数料 | 421 | 432 |
| その他未払金 | 1,995 | 69 |
| 未払費用 | 2 | |
| 未払消費税等 | 172 | 192 |
| 未払法人税等 | 384 | 1,472 |
| 為替予約 | 4 | - |
| 前受金 | 276 | 254 |
| 賞与引当金 | 1,778 | 1,902 |
| 役員賞与引当金 | 149 | 146 |
| 早期退職慰労引当金 | 326 | 176 |
| 流動負債計 | 6,355 | 5,814 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 92 | 101 |
| 資産除去債務 | 961 | 963 |
| 固定負債計 | 1,053 | 1,064 |
| 負債合計 | 7,409 | 6,879 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 3,120 | 3,120 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 3,001 | 3,001 |
| その他資本剰余金 | 3,846 | 3,846 |
| 資本剰余金合計 | 6,847 | 6,847 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 336 | 336 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 10,276 | 12,632 |
| 利益剰余金合計 | 10,612 | 12,968 |
| 株主資本合計 | 20,580 | 22,936 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 3 | 0 |
| 評価・換算差額等合計 | 3 | 0 |
| 純資産合計 | 20,576 | 22,936 |
| 負債・純資産合計 | 27,986 | 29,815 |

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

| | | 第36期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|------------|---|--|--|
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | 6,484 | 6,885 |
| 運用受託報酬 | 1 | 8,687 | 8,621 |
| その他営業収益 | 1 | 16,110 | 18,148 |
| 営業収益計 | | 31,281 | 33,655 |
| 営業費用 | | | |
| 支払手数料 | | 1,551 | 1,597 |
| 広告宣伝費 | | 188 | 152 |
| 調査費 | | | |
| 調査費 | | 360 | 357 |
| 委託調査費 | 1 | 4,677 | 4,651 |
| 調査費計 | | 5,037 | 5,009 |
| 委託計算費 | | 106 | 117 |
| 営業雑経費 | | | |
| 通信費 | | 86 | 88 |
| 印刷費 | | 87 | 87 |
| 諸会費 | | 47 | 44 |
| 営業雑経費計 | | 222 | 220 |
| 営業費用計 | | 7,106 | 7,097 |
| 一般管理費 | | | |
| 給料 | | | |
| 役員報酬 | | 915 | 694 |
| 給料・手当 | | 5,934 | 5,875 |
| 賞与 | | 2,360 | 2,563 |
| 給料計 | | 9,209 | 9,133 |
| 退職給付費用 | | 463 | 489 |
| 福利厚生費 | | 1,109 | 1,185 |
| 事務委託費 | 1 | 3,699 | 4,562 |
| 交際費 | | 34 | 69 |
| 寄付金 | | 1 | - |
| 旅費交通費 | | 123 | 193 |
| 租税公課 | | 285 | 294 |
| 不動産賃借料 | | 901 | 904 |
| 水道光熱費 | | 76 | 82 |
| 固定資産減価償却費 | | 441 | 473 |
| 資産除去債務利息費用 | | 0 | 2 |
| 事務過誤取引損 | | 3 | 3 |
| 諸経費 | | 431 | 484 |
| 一般管理費計 | | 16,782 | 17,878 |
| 営業利益 | | 7,392 | 8,678 |

| | 第36期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業外収益 | | |
| 為替差益 | 53 | - |
| その他 | 3 | 0 |
| 営業外収益計 | 57 | 0 |
| 営業外費用 | | |
| 有価証券売却損 | 2 | 0 |
| 為替差損 | - | 16 |
| 固定資産除却損 | - | 4 |
| その他 | 0 | 0 |
| 営業外費用計 | 2 | 23 |
| 経常利益 | 7,448 | 8,656 |
| 特別利益 | | |
| 特別利益計 | - | - |
| 特別損失 | | |
| 特別退職金 | 362 | 203 |
| 特別損失計 | 362 | 203 |
| 税引前当期純利益 | 7,085 | 8,453 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,485 | 2,633 |
| 法人税等調整額 | 5 | 163 |
| 当期純利益 | 4,605 | 5,656 |

(3)【株主資本等変動計算書】

第36期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|-------------------------|-------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|----------------------|-----------|----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | | 評価・換算 差額等合計 |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 2022年1月1日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 9,470 | 9,807 | 19,775 | 3 | 3 | 19,778 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 3,800 | 3,800 | 3,800 | | | 3,800 |
| 当期純利益 | | | | | | 4,605 | 4,605 | 4,605 | | | 4,605 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | 7 | 7 | 7 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 805 | 805 | 805 | 7 | 7 | 798 |
| 2022年12月31日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 10,276 | 10,612 | 20,580 | 3 | 3 | 20,576 |

第37期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|-------------------------|-------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|----------------------|-----------|----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | | 評価・換算 差額等合計 |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 2023年1月1日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 10,276 | 10,612 | 20,580 | 3 | 3 | 20,576 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 3,300 | 3,300 | 3,300 | | | 3,300 |
| 当期純利益 | | | | | | 5,656 | 5,656 | 5,656 | | | 5,656 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | 3 | 3 | 3 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 2,356 | 2,356 | 2,356 | 3 | 3 | 2,359 |
| 2023年12月31日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 12,632 | 12,968 | 22,936 | 0 | 0 | 22,936 |

注 記 事 項

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計基準を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

（追加情報）**（グループ通算制度の適用）**

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 建物附属設備 | 2,488 百万円 | 2,737 百万円 |
| 器具備品 | 1,662 百万円 | 1,482 百万円 |

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 未収収益 | 186 百万円 | 302 百万円 |
| その他未払金 | 1,982 百万円 | 53 百万円 |
| 未払費用 | 55 百万円 | 52 百万円 |

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|-----------------------|------------------------|------------------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 1,000 百万円 | 3,500 百万円 |
| 借入実行残高 | - | - |
| 差引額 | 1,000 百万円 | 3,500 百万円 |

（損益計算書関係）

1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|---------|---|---|
| 運用受託報酬 | 224 百万円 | 282 百万円 |
| その他営業収益 | 6,692 百万円 | 6,983 百万円 |
| 委託調査費 | 1,869 百万円 | 1,196 百万円 |
| 事務委託費 | 1,351 百万円 | 1,619 百万円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| | 前事業年度期首 | 増加 | 減少 | 前事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 15,000 | - | - | 15,000 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2022年3月31日 株主総会決議 | 普通株式 | 3,800 | 253,333 | 2021年12月31日 | 2022年3月31日 |

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 15,000 | - | - | 15,000 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2023年3月30日 株主総会決議 | 普通株式 | 3,300 | 220,000 | 2022年12月31日 | 2023年3月31日 |

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|------|----------------------------------|----------------------------------|
| | (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
| 1年以内 | 726 百万円 | 522 百万円 |
| 1年超 | 1,938 百万円 | 1,413 百万円 |
| 合計 | 2,665 百万円 | 1,936 百万円 |

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（2022年12月31日）

| | (単位：百万円) | | |
|---------|----------|-------|----|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 長期差入保証金 | 1,125 | 1,077 | 47 |

当事業年度（2023年12月31日）

| | (単位：百万円) | | |
|---------|----------|-----|----|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 長期差入保証金 | 812 | 791 | 21 |

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年12月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|--------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| (1) 現金・預金 | 18,002 | - | - | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 1,751 | - | - | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 2,880 | - | - | - |
| (4) 未収収益 | 570 | - | - | - |
| 合計 | 23,206 | - | - | - |

当事業年度（2023年12月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|--------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| (1) 現金・預金 | 19,222 | - | - | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 2,178 | - | - | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 2,712 | - | - | - |
| (4) 未収収益 | 1,839 | - | - | - |
| 合計 | 25,953 | - | - | - |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年12月31日）

(単位：百万円)

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|---------|------|-------|------|-------|
| 長期差入保証金 | - | 1,077 | - | 1,077 |

当事業年度（2023年12月31日）

(単位：百万円)

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|---------|------|------|------|-----|
| 長期差入保証金 | - | 791 | - | 791 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(確定拠出年金制度及び確定給付年金制度)を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) |
|--------------|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,588 |
| 勤務費用 | 392 |
| 利息費用 | 17 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 78 |
| 退職給付の支払額 | 116 |
| 過去勤務費用の発生額 | 0 |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,803 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) |
|--------------|---|
| 年金資産の期首残高 | 3,606 |
| 期待運用収益 | 3 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 573 |
| 事業主からの拠出額 | 448 |
| 退職給付の支払額 | 116 |
| 年金資産の期末残高 | 3,368 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2022年12月31日) |
|---------------------|------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 2,710 |
| 年金資産 | 3,368 |
| | 657 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 92 |
| 未積立退職給付債務 | 565 |
| 未認識数理計算上の差異 | 455 |
| 未認識過去勤務費用 | 29 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 991 |
| 退職給付引当金 | 92 |
| 前払年金費用 | 1,084 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 991 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) |
|-------------------|---|
| 勤務費用 | 392 |
| 利息費用 | 17 |
| 期待運用収益 | 3 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 27 |
| 過去勤務費用の処理額 | 3 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用合計 | 375 |
| 特別退職金 | 362 |
| 合計 | 738 |

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2022年12月31日) |
|------|------------------------|
| 合同運用 | 100% |
| 合計 | 100% |

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券88%、株式11%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) |
|-----------|---|
| 割引率 | 1.3% |
| 長期期待運用収益率 | 0.1% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,803 |
| 勤務費用 | 421 |
| 利息費用 | 35 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1 |
| 退職給付の支払額 | 427 |
| 過去勤務費用の発生額 | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,834 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|---|
| 年金資産の期首残高 | 3,368 |
| 期待運用収益 | 97 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 9 |
| 事業主からの拠出額 | 452 |
| 退職給付の支払額 | 427 |
| 年金資産の期末残高 | 3,500 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|---------------------|------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 2,733 |
| 年金資産 | 3,500 |
| | 767 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 101 |
| 未積立退職給付債務 | 666 |
| 未認識数理計算上の差異 | 401 |
| 未認識過去勤務費用 | 25 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,041 |
| 退職給付引当金 | 101 |
| 前払年金費用 | 1,142 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,041 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|-------------------|---|
| 勤務費用 | 421 |
| 利息費用 | 35 |
| 期待運用収益 | 97 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 47 |
| 過去勤務費用の処理額 | 3 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用合計 | 402 |
| 特別退職金 | 203 |
| 合計 | 605 |

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|------|------------------------|
| 合同運用 | 100% |
| 合計 | 100% |

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式12%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

| | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|-----------|---|
| 割引率 | 1.3% |
| 長期期待運用収益率 | 2.9% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | （単位：百万円） | |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
| 繰延税金資産 | | |
| 未払費用 | 140 | 192 |
| 賞与引当金 | 544 | 582 |
| 資産除去債務 | 294 | 295 |
| 未払事業税 | 83 | 89 |
| 早期退職慰労引当金 | 99 | 54 |
| 退職給付引当金 | 28 | 30 |
| 有形固定資産 | 0 | - |
| その他 | 121 | 0 |
| 繰延税金資産合計 | 1,312 | 1,244 |
| 繰延税金負債 | | |
| 退職給付引当金 | 331 | 349 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 82 | 44 |
| その他 | - | 117 |
| 繰延税金負債合計 | 414 | 512 |
| 繰延税金資産の純額 | 898 | 732 |

（注） 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | （単位：百万円） | |
|---------------|------------------------|------------------------|
| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
| 固定資産 - 繰延税金資産 | 898 | 732 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|--------------------|------------------------|------------------------|
| | 法定実効税率 | 30.6 % |
| （調整） | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 3.9 | 2.5 |
| その他 | 0.4 | 0.1 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 35.0 % | 33.0 % |

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%～0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用の見積額が前回見積算出時における見積額を大幅に超過することが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を0.72%で割り引き、変更前の資産除去債務に176百万円加算しております。

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 期首残高 | 784 | 961 |
| 見積りの変更による増加額 | 176 | - |
| 時の経過による調整額 | 0 | 2 |
| 期末残高 | 961 | 963 |

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|----------|---|---|
| 委託者報酬 | 6,484 百万円 | 6,885 百万円 |
| 運用受託報酬 | 7,644 百万円 | 8,526 百万円 |
| 成功報酬 (注) | 1,042 百万円 | 95 百万円 |
| その他営業収益 | 16,110 百万円 | 18,148 百万円 |
| 合計 | 31,281 百万円 | 33,655 百万円 |

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
|----------|-------|--------|--------|--------|
| 外部顧客営業収益 | 6,484 | 8,687 | 16,110 | 31,281 |

(2) 地域ごとの情報

売上高

(単位：百万円)

| 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
|--------|--------|-------|--------|
| 14,721 | 13,745 | 2,813 | 31,281 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| 相手先 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|-----------------------------|-------|------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 6,917 | 投資運用業 |
| ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 4,287 | 投資運用業 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
|----------|-------|--------|--------|--------|
| 外部顧客営業収益 | 6,885 | 8,621 | 18,148 | 33,655 |

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

| 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
|--------|--------|-------|--------|
| 15,053 | 14,702 | 3,899 | 33,655 |

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

| 相手先 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|-----------------------------|-------|------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 7,266 | 投資運用業 |
| ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 5,097 | 投資運用業 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

計算書類提出会社と関連当事者との取引

(1) 計算書類提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|-----------------------------|---------------|-----------------|-----------|--------------------|---------------------|-----------------|-----------|--------|-----------|
| 親会社 | ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 米国 ニューヨーク州 | 73 百万 米ドル | 投資 顧問業 | (被所有) 間接 100 | 投資顧問 契約の 再委任等 | 運用受託報酬 | 224 | 未収収益 | 186 |
| | | | | | | | 受入手数料 | 6,692 | | |
| | | | | | | | 委託調査費 | 1,869 | 未払費用 | 55 |
| | | | | | | | 事務委託費 | 1,351 | | |
| 親会社 | ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 | 日本 東京都 | 1万円 | 持株会社 | (被所有) 直接 100 | 株式の 保有等 | 連結法人税の 個別帰属額 | 1,982 | その他未払金 | 1,982 |

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|-----------------------------|---------------|--------------------|-----------|--------------------|---------------------|--------|-----------|--------|-----------|
| 親会社 | ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 米国 ニューヨーク州 | 1,190 百万 米ドル | 投資 顧問業 | (被所有) 間接 100 | 投資顧問 契約の 再委任等 | 運用受託報酬 | 282 | 未収収益 | 302 |
| | | | | | | | 受入手数料 | 6,983 | | |
| | | | | | | | 委託調査費 | 1,196 | 未払費用 | 52 |
| | | | | | | | 事務委託費 | 1,619 | | |
| 親会社 | ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 | 日本 東京都 | 1万円 | 持株会社 | (被所有) 直接 100 | 株式の 保有等 | 通算税効果額 | 53 | その他未払金 | 53 |

(2) 計算書類提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 計算書類提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び計算書類提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-------------|----------------------|----------------|--------------|-----------|-------------------|---------------------|-------|-----------|------|-----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 米国 カリフォルニア州 | 1,000 米ドル | 投資 顧問業 | なし | 投資顧問 契約の 再委任等 | 受入手数料 | 4,287 | 未収収益 | 180 |
| | | | | | | | 委託調査費 | 35 | | |
| | | | | | | | 事務委託費 | 12 | | |
| | | | | | | | | | | |

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-------------|----------------------|----------------|--------------|-----------|-------------------|---------------------|-------|-----------|------|-----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 米国 カリフォルニア州 | 1,000 米ドル | 投資 顧問業 | なし | 投資顧問 契約の 再委任等 | 受入手数料 | 5,097 | 未収収益 | 886 |
| | | | | | | | 委託調査費 | 11 | | |
| | | | | | | | 事務委託費 | 24 | | |
| | | | | | | | | | | |

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ブラックロック・ホールドコ・2・インク(非上場)

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(非上場)

ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク(非上場)

ビーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P.(非上場)

ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド(非上場)

ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド(非上場)

ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル(非上場)

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社(非上場)

(1株当たり情報)

| 項目 | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 1,371,780 円 88 銭 | 1,529,103 円 11 銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 307,029 円 07 銭 | 377,073 円 92 銭 |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------------|---|---|
| 当期純利益 (百万円) | 4,605 | 5,656 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益 (百万円) | 4,605 | 5,656 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 15,000 | 15,000 |

【中間財務諸表】

1．中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(自2024年1月1日 至2024年6月30日)の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

| | | 中間会計期間末 (2024年6月30日) |
|-----------|---|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 2 | 14,977 |
| 立替金 | | 52 |
| 前払費用 | | 80 |
| 未収入金 | | 3 |
| 未収委託者報酬 | | 2,380 |
| 未収運用受託報酬 | | 2,398 |
| 未収収益 | | 2,374 |
| 流動資産計 | | 22,266 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物附属設備 | 1 | 430 |
| 器具備品 | 1 | 380 |
| 有形固定資産計 | | 811 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | | 10 |
| 無形固定資産計 | | 10 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 2 |
| 長期差入保証金 | | 810 |
| 前払年金費用 | | 1,193 |
| 長期前払費用 | | 8 |
| 繰延税金資産 | | 487 |
| 投資その他の資産計 | | 2,502 |
| 固定資産計 | | 3,323 |
| 資産合計 | | 25,590 |

(単位:百万円)

中間会計期間末
(2024年6月30日)

| | |
|--------------|--------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 預り金 | 130 |
| 未払金 | |
| 未払収益分配金 | 5 |
| 未払償還金 | 70 |
| 未払手数料 | 479 |
| その他未払金 | 90 |
| 未払費用 | 1,000 |
| 未払消費税等 | 324 |
| 未払法人税等 | 1,663 |
| 前受金 | 355 |
| 賞与引当金 | 1,045 |
| 役員賞与引当金 | 82 |
| 早期退職慰労引当金 | 50 |
| 為替予約 | 2 |
| 流動負債計 | 5,301 |
| 固定負債 | |
| 退職給付引当金 | 102 |
| 資産除去債務 | 964 |
| 固定負債計 | 1,066 |
| 負債合計 | 6,368 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 3,120 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 3,001 |
| その他資本剰余金 | 3,846 |
| 資本剰余金合計 | 6,847 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 336 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 8,917 |
| 利益剰余金合計 | 9,254 |
| 株主資本合計 | 19,222 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 0 |
| 評価・換算差額等合計 | 0 |
| 純資産合計 | 19,222 |
| 負債・純資産合計 | 25,590 |

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

| | 中間会計期間 (自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日) |
|------------|--|
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 4,002 |
| 運用受託報酬 | 5,309 |
| その他営業収益 | 9,230 |
| 営業収益計 | 18,542 |
| 営業費用 | |
| 支払手数料 | 940 |
| 広告宣伝費 | 67 |
| 調査費 | |
| 調査費 | 178 |
| 委託調査費 | 2,893 |
| 調査費計 | 3,072 |
| 委託計算費 | 70 |
| 営業雑経費 | |
| 通信費 | 56 |
| 印刷費 | 36 |
| 諸会費 | 21 |
| 営業雑経費計 | 113 |
| 営業費用計 | 4,265 |
| 一般管理費 | |
| 給料 | |
| 役員報酬 | 338 |
| 給料・手当 | 2,885 |
| 賞与 | 1,548 |
| 給料計 | 4,772 |
| 退職給付費用 | 215 |
| 福利厚生費 | 578 |
| 事務委託費 | 2,393 |
| 交際費 | 25 |
| 旅費交通費 | 94 |
| 租税公課 | 156 |
| 不動産賃借料 | 408 |
| 水道光熱費 | 33 |
| 固定資産減価償却費 | 165 |
| 資産除去債務利息費用 | 0 |
| 諸経費 | 93 |
| 一般管理費計 | 8,938 |
| 営業利益 | 5,339 |

(単位：百万円)

中間会計期間

(自 2024年1月 1日

至 2024年6月30日)

| | |
|--------------|-------|
| 営業外収益 | |
| 受取配当金 | 0 |
| 受取利息 | 0 |
| 有価証券売却益 | 1 |
| 為替差益 | 177 |
| 雑益 | 0 |
| 営業外収益計 | 179 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 0 |
| 固定資産除却損 | 0 |
| 雑損 | 0 |
| 営業外費用計 | 0 |
| 経常利益 | 5,518 |
| 特別利益 | |
| 特別利益計 | - |
| 特別損失 | |
| 特別退職金 | 15 |
| 特別損失計 | 15 |
| 税引前中間純利益 | 5,502 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,571 |
| 法人税等調整額 | 245 |
| 中間純利益 | 3,685 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(単位: 百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|---------------------------|-------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|--------------------------|-----------|----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価 差額金 | | 評価・換算 差額等合計 |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 12,632 | 12,968 | 22,936 | 0 | 0 | 22,936 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 7,400 | 7,400 | 7,400 | | | 7,400 |
| 中間純利益 | | | | | | 3,685 | 3,685 | 3,685 | | | 3,685 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | - | - | 3,714 | 3,714 | 3,714 | 0 | 0 | 3,714 |
| 当中間期末残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 8,917 | 9,254 | 19,222 | 0 | 0 | 19,222 |

注 記 事 項

(重要な会計方針)

| 項 目 | 中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日 |
|-------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p> |
| 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 | <p>時価法を採用しております。</p> |
| 3. 固定資産の減価償却方法 | <p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> |
| 4. 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金の計上方法 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金の計上方法 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間未現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。 確定拠出年金制度 確定拠出年金制度（DC）については拠出額を費用計上しております。 確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。</p> <p>(3) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> |

| | |
|------------------------------|--|
| | <p>(4) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(5) 早期退職慰労引当金の計上方法 早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> |
| 5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | <p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> |
| 6. 収益及び費用の計上基準 | <p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。</p> <p>運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。</p> <p>その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。</p> <p>成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。</p> |
| 7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>グループ通算制度の適用</p> <p>当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。</p> |

(中間貸借対照表関係)

| 中間会計期間 2024年6月30日 | |
|--|----------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | |
| 建物附属設備 | 2,809百万円 |
| 器具備品 | 1,471百万円 |
| 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 | |
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 3,500百万円 |
| 借入実行残高 | - |
| 差引額 | 3,500百万円 |

(中間損益計算書関係)

| | |
|--|--------|
| 中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日 | |
| 1 減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 163百万円 |
| 無形固定資産 | 2百万円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

| | | | | | | |
|--|----------------------|------------------|------------------|-----------------|-------------|------------|
| 中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日 | | | | | | |
| 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 | | | | | | |
| | 前事業年度末 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計 期間末株式数 | | |
| 発行済株式 | | | | | | |
| 普通株式 | 15,000 | - | - | 15,000 | | |
| 合計 | 15,000 | - | - | 15,000 | | |
| 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。 | | | | | | |
| 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。 | | | | | | |
| 4. 配当に関する事項 | | | | | | |
| (1) 配当金支払額 | | | | | | |
| | 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
| | 2024年3月28日 株主総会決議 | 普通株式 | 7,400 | 493,333 | 2023年12月31日 | 2024年3月28日 |
| (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。 | | | | | | |

(リース取引関係)

| | |
|--|----------|
| 中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日 | |
| オペレーティング・リース取引 | |
| オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 | |
| 1年以内 | 737百万円 |
| 1年超 | 1,045百万円 |
| 合計 | 1,782百万円 |

(金融商品関係)

中間会計期間
自 2024年1月 1日
至 2024年6月30日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日（中間期の決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、金額的重要性が低いものは含めておりません。

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------|------------|-----|----|
| 長期差入保証金 | 810 | 784 | 25 |

(注1)

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ ぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|---------|------|------|------|-----|
| 長期差入保証金 | - | 784 | - | 784 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

| 中間会計期間 | |
|------------------------------|--|
| 自 2024年1月 1日 | |
| 至 2024年6月30日 | |
| 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの | |
| 1. 当該資産除去債務の概要 | 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 |
| 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 | 使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%～0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 |
| 3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減 | |
| 期首残高 | 963 百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | - 百万円 |
| 時の経過による調整額 | 0 百万円 |
| 中間会計期間末残高 | <u>964</u> 百万円 |

(収益認識関係)

| 中間会計期間 | |
|---|-------------------|
| 自 2024年1月 1日 | |
| 至 2024年6月30日 | |
| 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 | |
| 委託者報酬 | 4,002 百万円 |
| 運用受託報酬 | 4,851 百万円 |
| 成功報酬（注） | 458 百万円 |
| その他営業収益 | 9,230 百万円 |
| 合計 | <u>18,542</u> 百万円 |
| （注）成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。 | |
| 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 （重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。 | |
| 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しています。 | |

(セグメント情報等)

| 中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日 | | | | |
|---|---------------------------------|--------|----------------|--------|
| 1. セグメント情報 当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 | | | | |
| 2. 関連情報 | | | | |
| (1) 製品及びサービスごとの情報 (単位：百万円) | | | | |
| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
| 外部顧客 営業収益 | 4,002 | 5,309 | 9,230 | 18,542 |
| (2) 地域ごとの情報 | | | | |
| 売上高 (単位：百万円) | | | | |
| | 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
| | 9,071 | 7,343 | 2,128 | 18,542 |
| (注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。 | | | | |
| 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。 | | | | |
| (3) 主要な顧客に関する情報 営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。 (単位：百万円) | | | | |
| | 相手先 | 営業収益 | 関連する セグメント名 | |
| | ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク | 3,362 | 投資運用業 | |
| | ブラックロック・ファンド・アドバイ ザーズ | 2,984 | 投資運用業 | |

(1株当たり情報)

| 中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日 | |
|--|---------------|
| 1株当たり純資産額 | 1,281,486円71銭 |
| 1株当たり中間純利益 | 245,704円10銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | |
| 1株当たり中間純利益の算定上の基礎 | |
| 損益計算書上の中間純利益 | 3,685百万円 |
| 1株当たり中間純利益の算定に | |
| 用いられた普通株式に係る中間純利益 | 3,685百万円 |
| 期中平均株式数 | 15,000株 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

| 変更年月日 | 変更事項 |
|-------------|--|
| 2007年9月18日 | 証券業登録に伴う商号変更(「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。 |
| 2007年9月30日 | 商号変更(「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。 |
| 2007年9月30日 | 公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。 |
| 2007年12月27日 | 事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。 |
| 2008年7月1日 | グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。 |
| 2008年7月1日 | 株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。 |
| 2009年6月22日 | 本店所在地変更のため、定款変更を行いました。 |
| 2009年12月2日 | ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更(「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更)および定款変更を行いました。 |
| 2011年4月1日 | グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。 |
| 2013年10月5日 | MCPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。 |
| 2014年12月1日 | 決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。 |

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 : みずほ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 247,369百万円（2024年3月末現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 株式会社日本カストディ銀行
- ・資本金の額 : 51,000百万円（2024年3月末現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額（百万円） （2024年3月末現在） | 事業の内容 |
|--------------------------|----------------------------|------------------------|
| 株式会社みずほ銀行 ^{*1} | 1,404,065 | 銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。 |
| 住友生命保険相互会社 ^{*1} | 689,000 ^{*2} | 保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。 |

*1 上記販売会社での取扱いは、確定拠出年金制度において販売会社の業務を行う場合に限りです。

*2 住友生命保険相互会社の資本金の額は、基金および基金償却積立金の総額です。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、当ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

| | |
|------------|-----------------|
| 2024年1月19日 | 有価証券報告書、有価証券届出書 |
| 2024年7月19日 | 半期報告書、有価証券届出書 |

独立監査人の監査報告書

2024年3月4日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 龍也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月20日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・世界株式インパクト投資ファンド（DC）の2023年10月21日から2024年10月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・世界株式インパクト投資ファンド（DC）の2024年10月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年8月30日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 若林 亜希

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。